

14 参 考 資 料

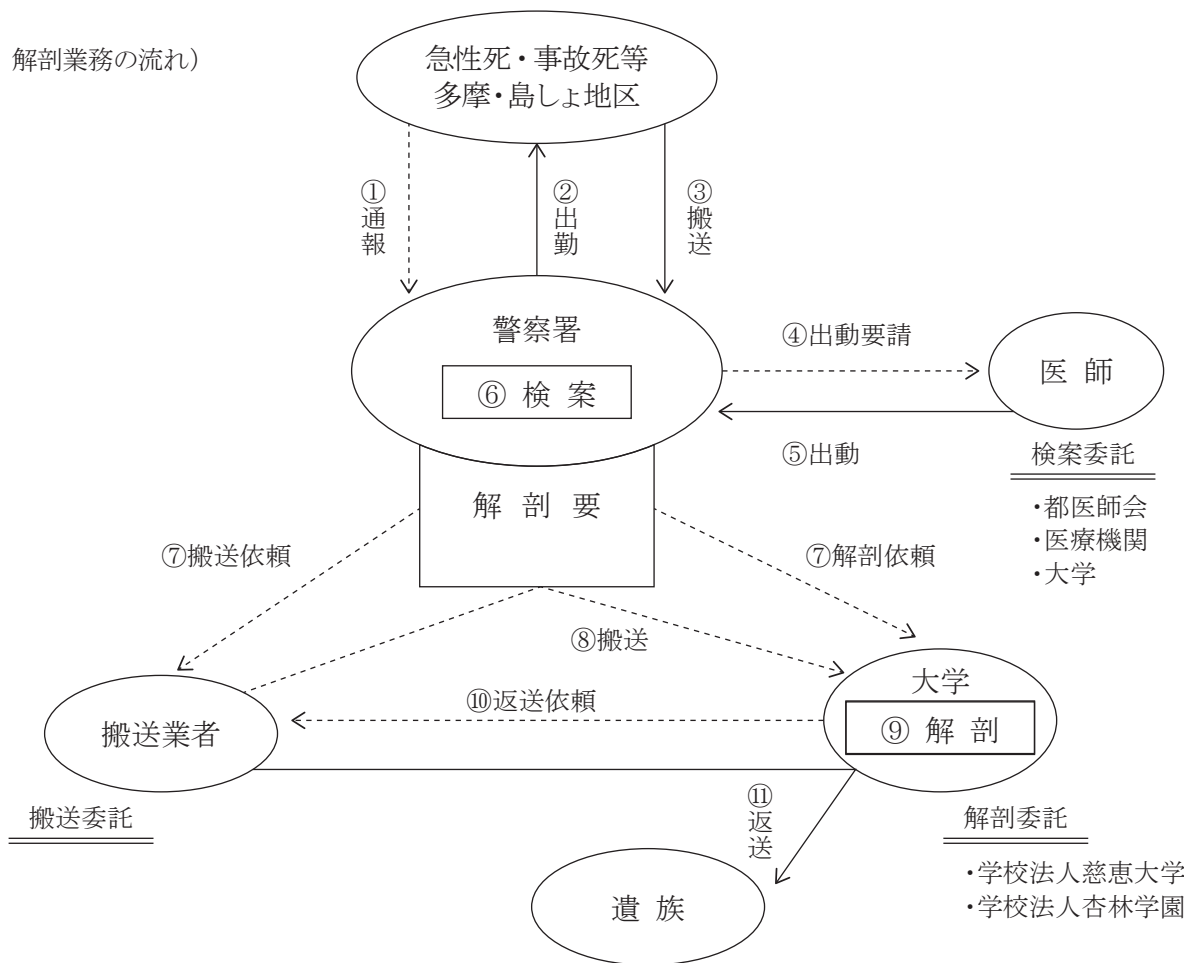
① 多摩・島しょ地区における検案・解剖業務

死体解剖保存法による監察医制度は、都においては、23区内に限定されているが、多摩・島しょ地区においても、死因調査の適正を期し、公衆衛生の向上を図るため、昭和53年10月から検案・解剖業務を関係機関等に委託のうえ実施している。

(実施方法)

業 務	関 係 機 関	委託・協力
検 案	公益社団法人 東京都医師会 医療機関又は大学	委 託
解 剖	学校法人 慈恵大学 学校法人 杏林学園	委 託
遺 体 運 搬	搬送業者	委 託
現 場 管 理 等	警視庁	協 力

(検案、解剖業務の流れ)



注 通報・連絡は -----> 、出勤・搬送は ——> 、業務委託は ===== で示す。

② 多摩地域検案活動の実施

多摩地域の検案・解剖業務については、昭和 53 年度から「多摩・島しょ地域監察医務業務実施要綱」に基づき、検案業務については公益社団法人東京都医師会、解剖業務については学校法人慈恵大学及び学校法人杏林学園に委託し、現場管理については警視庁の協力を得て実施してきた。

しかし、多摩地域は、死体解剖保存法第 8 条に基づく「監察医を置くべき地域を定める政令」による「監察医を置くべき地域」の指定を受けていないことから、解剖には遺族の同意が必要となっている。また、検案を行う医師の多くが法医学の専門家ではなく、専門の解剖施設が無いことから、23区内と比較して解剖の実施率が低く、死因を正確に把握する上での課題が指摘されていた。

このことから、「多摩地域の検案体制の充実に関する検討委員会」を設置し、監察医務院の機能を活用し、監察医の派遣や解剖の受入などにより多摩地域の検案体制の強化を図るモデル事業の実施等について検討を行い、平成19年度に立川警察署管内で監察医務院による検案活動モデル事業を開始した。

平成21年度からは「多摩検案活動事業」として、同じく立川警察署管内で本格実施している。

また、多摩地域における検案業務に従事する医師（多摩検案医）の養成及び補習教育を目的として、検案及び解剖実習を実施している。

多摩検案活動事業による検案・解剖実績数（立川警察署管内）

	検案数(件) _(※1)	解剖数(件) _(※2)	解剖率(%)
平成19年度	107	24(1)	22.4
平成20年度	337	48(8)	14.2
平成21年度	354	50(4)	14.1
平成22年度	398	64(9)	16.1
平成23年度	338	47(8)	13.9
平成24年度	394	48(4)	12.1
平成25年度	361	47(6)	13.0
平成26年度	358	29(9)	8.0
平成27年度	348	43(7)	12.3
平成28年度	373	69(35)	18.5
平成29年度	434	60(30)	13.8
平成30年度	402	44(22)	10.9
令和元年度	386	41(24)	10.6
令和2年度	411	32(19)	7.8
令和3年度	459	11(26)	2.4
令和4年度	451	23(37)	5.1
令和5年度	457	23(25)	5.0
令和6年度	501	13(33)	2.6

※1 検案数：監察医務院による検案数

注（ ）内数字は司法解剖等の再掲である。

※2 解剖数：監察医務院の検案により解剖が必要とされた件数
（解剖は多摩地域解剖実施機関である2大学等が実施）

③ 多摩・島しょ地区検案件数、性・年齢（５歳階級別）・死因別

死因別				検案 総数	解剖数	総数				0 ～ 4		5 ～ 9		10 ～ 14		15 ～ 19		20 ～ 24		25 ～ 29		30 ～ 34	
						男	女	不詳	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
令和 3 年	6,807	(307)	(206)	(97)	(4)	(10)	(4)	1	-	3	(1)	(3)	2	(8)	(2)	(3)	(1)	(9)	(5)				
		1,125	4,218	2,584	5	14	8	2	1	8	5	15	15	57	31	39	24	47	20				
		(329)	(229)	(99)	(1)	(2)	(6)	-	-	(2)	(0)	(2)	(0)	(7)	(3)	(7)	(2)	(6)	(2)				
令和 4 年	7,714	1,322	4,760	2,953	1	8	9	-	1	6	5	18	10	54	21	42	20	40	26				
		(405)	(273)	(129)	(3)	(4)	(4)	(1)	-	-	-	(4)	(3)	(2)	(2)	(4)	(3)	(6)	(3)				
		1,543	4,894	2,909	3	10	8	3	-	4	3	23	14	44	23	50	27	49	16				
令和 5 年	7,806	(286)	(179)	(100)	(7)	(4)	(1)	(1)	-	(1)	-	(2)	(1)	(4)	(6)	(4)	(2)	(3)	(2)				
		1,255	4,976	2,988	8	8	2	3	-	9	3	22	15	46	31	42	25	35	20				
		5,894	716	3,641	2,253	-	2	-	-	-	3	-	2	-	3	1	10	3	9	3			
感染症及び寄生虫症	78	19	49	29	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-				
結核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他（ウイルス肝炎を含む）	78	19	49	29	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-				
新生物	271	39	194	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1				
内分泌・栄養・代謝・免疫疾患	289	38	197	92	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-				
糖尿病	157	15	113	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他	132	23	84	48	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-				
神経系の疾患	44	7	25	19	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1				
循環器系の疾患	3,802	432	2,302	1,500	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	4	1	5	1				
高血圧性心疾患	272	3	153	119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
虚血性心疾患	2,249	161	1,394	855	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-				
その他の心疾患	561	121	344	217	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	1	2	1				
肺性心疾患及び肺循環の疾患	32	9	21	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-				
脳血管疾患	414	86	248	166	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-				
動脈・細動脈及び毛細血管の疾患	254	40	133	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-				
その他	20	12	9	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
呼吸器系の疾患	325	62	217	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
肺炎	126	36	74	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他	199	26	143	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
消化器系の疾患	319	68	240	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-				
アルコール性肝疾患	79	12	75	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-				
非アルコール性肝疾患	60	18	44	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他	180	38	121	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-				
尿路性器系の疾患	63	15	41	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
先天奇形・変形及び染色体異常	5	4	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-				
原因不明の突然死	2	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
乳幼児突然死症候群	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
急性心機能不全	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
その他・不詳	696	31	372	324	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-				

注（ ）内数字は司法解剖数等の再掲である。

令和6年1月1日～令和6年12月31日（その1） [単位：件]

35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	年齢不詳	年齢・性別不詳
男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	
(7) (5)	(8) (6)	(18) (7)	(23) (6)	(15) (2)	(15) (4)	(16) (5)	(22) (11)	(12) (7)	(11) (9)	(13) (18)	(9) (2)	(4)
60 22	89 33	174 63	226 77	267 70	293 77	385 123	554 222	526 299	579 416	857 1,069	26 9	5
(7) (3)	(7) (4)	(19) (4)	(23) (7)	(22) (7)	(24) (4)	(15) (3)	(25) (11)	(24) (8)	(17) (14)	(14) (21)	(6) (0)	(1)
54 23	91 31	150 68	247 103	279 86	345 93	402 113	637 261	656 362	700 498	1,011 1,220	20 3	1
(4) (5)	(11) (7)	(13) (9)	(24) (13)	(30) (8)	(23) (6)	(26) (3)	(38) (5)	(35) (10)	(20) (15)	(20) (29)	(8) (4)	(3)
61 25	81 43	138 56	265 92	347 89	385 122	402 114	594 226	686 365	678 515	1,055 1,166	19 5	3
(6) (1)	(3) (4)	(9) (3)	(23) (6)	(16) (7)	(19) (2)	(19) (7)	(14) (12)	(17) (8)	(13) (16)	(14) (21)	(7) (1)	(7)
66 20	81 22	140 54	230 74	291 115	382 85	391 126	599 205	723 400	777 553	1,116 1,229	15 9	8
18 3	37 6	78 31	132 35	196 57	256 57	288 87	452 155	561 315	638 443	955 1,055	1 2	－
－	－	1 ー	1 ー	2 ー	5 1	4 3	6 3	7 4	9 6	10 10	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	1 ー	1 ー	2 ー	5 1	4 3	6 3	7 4	9 6	10 10	－	－
1 ー	1 1	1 6	7 ー	7 8	18 3	19 5	29 13	42 12	35 10	33 18	－	－
1 ー	5 1	6 1	10 2	16 2	9 5	18 7	26 7	44 19	28 16	32 31	－	－
－	4 1	6 ー	5 ー	9 2	5 2	14 4	14 1	20 9	21 7	15 18	－	－
1 ー	1 ー	ー	1 5	2 7	4 3	4 3	12 6	24 10	7 9	17 13	－	－
－	1 ー	ー	1 5	1 1	1 ー	1 1	4 3	3 1	4 4	2 6	－	－
12 3	22 2	53 14	72 17	119 32	144 32	182 53	297 97	339 221	433 326	616 699	1 1	－
1 ー	ー	1 ー	3 ー	7 2	8 3	9 4	25 3	24 20	25 18	50 69	－	－
3 ー	4 ー	25 2	40 7	64 7	70 15	120 29	186 47	215 114	284 207	380 426	1 1	－
5 1	8 1	14 6	14 2	17 12	22 5	24 8	31 15	42 31	55 41	107 92	－	－
－	1 ー	2 ー	1 2	ー	3 ー	ー	3 ー	4 1	1 2	5 5	－	－
3 1	5 ー	9 1	13 5	21 7	25 5	18 9	38 18	33 26	41 31	39 63	－	－
－	4 1	1 1	ー	1 10	1 12	3 10	14 14	20 29	27 26	34 42	－	－
－	1 ー	1 4	1 ー	ー	2 4	1 1	ー	1 ー	ー	1 2	－	－
1 ー	1 ー	6 3	6 6	7 4	16 5	19 10	29 7	43 20	43 18	46 35	－	－
－	1 ー	3 1	3 3	5 3	6 5	7 4	7 4	15 11	14 6	13 15	－	－
1 ー	ー	3 2	3 3	2 1	10 ー	12 6	22 3	28 9	29 12	33 20	－	－
2 ー	6 2	5 2	19 4	30 3	31 4	19 3	30 10	29 12	25 19	40 20	－	－
2 ー	4 1	4 2	7 ー	13 ー	16 ー	8 1	7 ー	8 ー	2 ー	2 ー	－	－
－	1 ー	1 ー	3 1	9 1	4 1	7 1	9 3	5 3	3 3	2 3	－	－
－	1 1	ー	9 3	8 2	11 3	4 1	14 7	16 9	20 16	36 17	－	－
－	ー	ー	2 3	4 1	3 2	5 3	6 3	9 3	6 5	6 2	－	－
－	ー	ー	ー	ー	1 1	ー	ー	ー	1 ー	ー	1 ー	－
－	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	1 ー	ー	ー	ー	－
－	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	－
1 ー	ー	6 4	10 1	10 6	28 4	21 2	25 12	45 22	54 39	170 233	ー	1 ー

死因別	検案 総数	解剖数	総数			0～4		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
			男	女	不詳	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2 交 通 事 故	71	7	51	20	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	3	-	1	1
3 転 倒・転 落	184	64	109	75	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
4 溺 水	144	47	77	67	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-
5 煙・火災及び火焔による傷害	22	17	13	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 窒 息	144	24	86	58	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
7 中 毒	13	11	8	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
催眠剤・向精神薬等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚醒剤・麻薬・精神変容薬（幻覚発現薬）	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ル コ ー ル	7	5	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一酸化炭素等のガス・蒸気	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	3	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
8 そ の 他	152	69	91	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
凍 死	38	32	23	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
鈍 器・鈍 体	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
圧 死	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機 械	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱 傷	4	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
感 電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	106	37	63	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

令和6年1月1日～令和6年12月31日（その2） [単位：件]

35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	年齢不詳	年齢・性別不詳
男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	
2 1	2 -	1 -	3 -	4 2	6 -	1 1	3 4	6 4	12 4	3 3	- -	-
- -	- -	1 -	4 2	2 4	8 1	9 3	12 3	18 7	17 12	37 42	- -	-
1 -	- -	- -	2 1	1 -	1 -	6 4	10 4	12 11	18 19	22 28	- -	-
- -	- -	- 1	1 -	- -	2 -	1 -	2 2	3 -	1 2	2 4	1 -	-
3 1	1 -	2 -	1 5	2 -	6 1	1 1	11 5	15 8	12 7	29 30	- -	-
- -	- 1	1 -	1 1	1 2	2 -	- -	3 -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- 1	1 -	- 1	- 1	2 -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	1 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
4 -	2 -	2 1	5 -	9 1	5 4	6 5	10 3	19 14	13 14	15 17	- -	-
1 -	1 -	- -	2 -	4 -	1 1	1 -	2 -	4 1	4 6	3 5	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	1 -	- -	- -	-
- -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1	1 -	- 1	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
3 -	- -	2 1	3 -	5 1	4 3	5 4	8 3	14 12	7 8	11 11	- -	-

死因別	検案 総数	解剖数	総数			0～4		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34	
			男	女	不詳	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
9 自 殺	640	60	401	239	-	-	-	-	-	5	3	17	14	39	25	25	20	18	11
催眠剤・向精神薬等	4	3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-
覚醒剤・麻薬・精神変容薬（幻覚発現薬）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の薬物・薬剤・製剤	12	10	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
農 薬	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の化学物質・有害物質	51	13	37	14	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	7	3	1	-
縊 死	368	12	240	128	-	-	-	-	-	1	2	8	6	22	10	11	6	11	5
溺 死	7	5	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
銃 器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
焼 身 ・ 熱 傷	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋭 器	14	3	9	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
飛 降	118	7	69	49	-	-	-	-	-	3	-	4	4	8	7	3	4	4	3
交 通 機 関	56	2	32	24	-	-	-	-	-	1	1	5	3	5	5	4	5	1	1
その他（感電を含む。）	7	2	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
10 他 殺	7	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
11 その他及び不詳の外因死	28	25	15	13	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-
中 毒	5	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
溺 死	5	4	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
交 通 機 関	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	18	16	10	8	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
12 不 詳 の 死	673	208	483	182	8	4	2	2	-	-	-	-	1	1	2	1	1	5	2
人 骨 ・ 人 体 部 分	3	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	670	206	480	182	8	4	2	2	-	-	-	-	1	1	2	1	1	5	2
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 （ ）内数字は司法解剖数等の再掲である。

令和6年1月1日～令和6年12月31日（その3） [単位：件]

35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	年齢不詳	年齢・ 性別不詳
男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	
29 10	27 13	36 13	44 27	30 34	39 13	19 12	15 9	21 10	19 16	17 8	1 1	-
- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- 1	- 1	3 1	2 1	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	-
6 -	4 2	4 1	5 2	2 3	1 -	2 -	1 -	- -	1 -	- -	1 -	-
15 8	20 7	23 9	24 16	19 16	22 8	9 7	10 6	16 5	14 11	15 5	- 1	-
- -	- 1	- -	- 1	- -	- -	- -	1 -	- -	- 2	- 1	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	-
- -	1 2	2 -	1 2	- -	3 -	- -	- -	2 -	- -	- -	- -	-
5 2	2 -	5 -	7 3	5 11	7 4	6 3	2 2	3 3	3 1	2 2	- -	-
3 -	- -	2 1	3 1	1 1	5 1	1 1	- 1	- 1	1 2	- -	- -	-
- -	- -	- 1	1 1	1 1	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- 1	- -	- 1	- -	1 -	- 2	- 1	- -	-
- 1	- -	2 1	1 -	1 1	1 1	2 1	1 1	1 1	4 2	- 2	- -	-
- 1	- -	- 1	- -	1 -	- -	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	1 -	- -	- 1	1 -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	1 -	1 -	- -	- 1	1 1	1 1	1 -	4 2	- 2	- -	-
9 4	12 2	17 7	36 3	45 13	56 8	58 11	80 19	66 30	43 32	36 39	12 6	8
- -	- -	- -	- -	1 -	1 -	- -	- -	- -	- -	1 -	- -	-
9 4	12 2	17 7	36 3	44 13	55 8	58 11	80 19	66 30	43 32	35 39	12 6	8
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-

4 司法解剖件数(都内全域)〔単位：件〕

区分	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
23 区	181	135	129	132	191	192	181	166	199	223
多摩・島しょ	47	49	43	55	64	45	60	59	61	79
計	228	184	172	187	255	237	241	225	260	302

区分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
23 区	163	149	196	264	220	224	248	291	206	185
多摩・島しょ	60	64	55	100	58	88	75	81	63	59
計	223	213	251	364	278	312	323	372	269	244

区分	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
23 区	133	148	169	142	125	130	130	126	164	161
多摩・島しょ	34	65	64	49	40	44	41	37	41	44
計	167	213	233	191	165	174	171	163	205	205

5 死因・身元調査法解剖件数(都内全域)〔単位：件〕

区分	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
23 区	264	433	373	350	373	366	420	502	562	421
多摩・島しょ	86	194	162	177	220	167	254	286	367	239
計	350	627	535	527	593	533	674	788	929	660

⑥ 法令・規程

●設置根拠法令

(1) 死体解剖保存法

昭和二十四年六月十日
法律 第二百四号
第五回特別国会
第三次吉田内閣

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合
 - 二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は準教授が解剖する場合
 - 三 第八条の規定により解剖する場合
 - 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百二十九条（同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合
 - 五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合
 - 六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合
 - 七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合
- 2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められ

る場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（昭二六法二〇一・平一一法一六〇・平一五法五五・平一七法八三・平二四法三四・平三〇法四六・一部改正）

第三条 厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。
 - 二 この法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働省令の規定に違反したとき。
 - 三 罰金以上の刑に処せられたとき。
 - 四 認定を受けた日から五年を経過したとき。
- （平一一法一六〇・一部改正）

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3 第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に関して必要な事項は、政令で定める。

（昭二八法二一三・昭四一法九八・平一一法一六〇・一部改正）

第五条及び第六条 削除

（昭四一法九八）

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- 一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合
- 二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、

又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合

三 第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合

四 食品衛生法第五十九条第二項の規定により解剖する場合

五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

(昭三一法六六・平一五法五五・平二四法三四・平三〇法四六・一部改正)

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第十一条 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二条 引取者のない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下

同じ。）は、医学に関する大学の長（以下「学校長」という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

(昭三七法一三三・平一一法八七・平二六法四二・一部改正)

第十三条 市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

(昭四五法一二・一部改正)

第十四条 第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五条 前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六条 第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に規定する市町村は、遅滞なく、同法所定の手続（第七条の規定による埋火葬を除く。）を行わなければならない。

(昭六一法一〇九・一部改正)

第十七条 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要

しない。

(昭二九法一三六・平九法一二五・平二六法八三・一部改正)

第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。)の許可を受けなければならない。

2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

(平一一法八七・一部改正)

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十一条 学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後に要したものを負担しなければならない。

第二十二条 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

第二十三条 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

(昭二九法一三六・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。但し、第二条第一項第一号の認定及び審査会に関する部分は、公布の日から施行する。

2 大学等へ死体交付に関する法律(昭和二十二年法律第百十号。以下旧法という。)及び死因不明死体の死因調査に関する件(昭和二十二年厚生省令第一号。以下旧令という。)は、廃止する。

3 旧令第二条第一項の規定による監察医は、第八条の規定による監察医とみなす。

7 この法律施行の際現に標本として保存されている死体については、第十九条の規定を適用しない。

8 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八条の規定により大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第二条第一項第二号、第六条第一項、第十条又は第十二条の規定による大学とみなす。

附 則 (昭和二六年六月六日法律第二〇一号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二一三号)

抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附 則 (昭和二九年六月一日法律第一三六号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過規定)

4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三一年～令和四年) 略

(2) 監察医を置くべき地域を定める政令

昭和二十四年十二月九日
政令第三百八十五号

内閣は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

死体解剖保存法第八条第一項の規定に基き、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

附 則

この政令は、昭和二十四年十二月十日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日政令第二二五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

(3) 東京都監察医務規程

昭和二五年五月二七日
訓令甲第七三号
総 務 局
保健医療局

第一条 監察医は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第八条の規定により、区の存する区域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、検案又は解剖の業務を行うものとする。

（平一四訓令八・一部改正）

第二条 監察医は、変死体又は変死の疑がある死体のある場合は、その検案について、検察官及び警察官に協力することができる。

（令五訓令三三・一部改正）

第三条 監察医務院長（以下「院長」という。）は、警察署長又は保健所長から第一条の死体発見の通報又は報告を受けたときは、すみやかに監察医を派遣し、検案させなければならない。

第四条 監察医は、検案終了後、すみやかに死体検案調書（別記第一号様式）を作成し、これを当該警察署長に交付しなければならない。

第五条 監察医は、検案によつても死因の判明しないときは、解剖しなければならない。この場合は、当該警察署長にその旨を通知し、送付責任者の死体送付書（別記第二号様式）により、すみやかに死体の引渡を受け、死体受領書（別記第三号様式）を交付しなければならない。

第六条 監察医は、解剖の結果につき、解剖報告書（別記第四号様式）を作成しなければならない。なお、当該警察署長の要求があつたときは、その概要を通知するものとする。

第七条 院長は、第四条の死体検案調書又は前条の解剖報告書が作成されたときは、速やかに保健医療局長に提出しなければならない。

（平一四訓令八・平一六訓令六・令五訓令三三・一部改正）

附 則

昭和二十一年三月／東京都／警視庁／訓令甲第一号東京都変死者等死因調査規程は、廃止する。

以下附則 略

(4) 東京都監察医務院処務規程

昭和三二年四月一五日
訓令甲第五八号
総 務 局
財 務 局
保健医療局
監察医務院

（掌理事項）

第一条 東京都監察医務院（以下「院」という。）は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の定める死体の検案及び解剖による死因の調査並びに監察医の養成及び補習教育に関する事務をつかさどる。

（平二三訓令四・一部改正）

（分課）

第二条 院に次の室及び科をおく。

事務室
監察医室
検査科

（昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・平一四訓令二八・平一六訓令三八・平二八訓令三二・一部改正）

(分掌事務)

第三条 室及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

事務室

- 一 院所属職員の人事及び給与に関すること。
- 二 院の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 院の予算、決算及び会計に関すること。
- 四 検案の受付、死体の搬送及び処置に関すること。
- 五 院内他の室及び科に属しないこと。

監察医室

- 一 死体の検案及び解剖に関すること。
- 二 監察医の養成及び補習教育に関すること。
- 三 公衆衛生並びに医学に関する調査及び研究に関すること。

検査科

- 一 死体の病理組織学的検査、薬化学的検査、生化学的検査、死後画像検査、法医学的検査その他の試験検査に関すること。
- 二 検査室及び撮影室の維持運用に関すること。
- 三 検査技術の研究に関すること。

(昭四三訓令甲八四・昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・平二六訓令六・一部改正)

(職)

第四条 院に院長及び副院長を、事務室に事務長を、監察医室に部長監察医及び監察医長を、科に科長を置く。

- 2 保健医療局長(以下「局長」という。)は、知事の承認を得て、事務室に課長代理を置く。
- 3 局長は、知事の承認を得て、科に部門担当主任技術員を置くことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、必要な職を置く。
- 5 部長監察医及び監察医長の数については、知事が別に定める。

(昭四七訓令五三・全改、昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平五訓令六四・平一四訓令二八・平二七訓令四四・平二八訓令三二・令五訓令一六・一部改正)

(職員の資格及び任免)

第五条 院長、副院長及び部長監察医は、監察医である専門参事又はこれに相当する者のうちから、知事が命ずる。

- 2 事務長は、副参事のうちから、知事が命ずる。
- 3 科長は、専門副参事のうちから、知事が命ずる。
- 4 監察医長は、監察医である専門副参事のうちから、知事が命ずる。
- 5 課長代理及び部門担当主任技術員は、主事のうちから、局長が命ずる。
- 6 前各項に定めるもの以外の職員は、保健医療局所属職員のうちから、局長が配属する。

(昭四八訓令四七・全改、昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平二訓令一七・平五訓令六四・平一四訓令二八・平一六訓令三八・平二五訓令六・平二七訓令四四・令五訓令一六・一部改正)

(職員の職責)

第六条 院長は、局長の命を受け、院務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 副院長は、院長を補佐する。
- 3 部長監察医は、上司の命を受け、監察医室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督するとともに、高度の知識経験に基づき、特に困難な死体の検案及び解剖業務に従事する。ただし、監察医室に二以上の部長監察医を置くときは、あらかじめ局長が指定する部長監察医(以下「指定部長監察医」という。)が、監察医室の事務をつかさどる。
- 4 事務長は、院長の命を受け、事務室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 5 監察医長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、相当高度の知識経験に基づき、困難な死体の検案及び解剖業務に従事する。
- 6 科長は、上司の命を受け、科の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 7 課長代理は、事務長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、事務長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつ

て事務長に報告するものとする。

- 8 部門担当主任技術員は、科長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、科長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって科長に報告するものとする。

- 9 前各項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(昭四五訓令甲一〇五・昭四六訓令甲三七・昭四八訓令一〇〇・昭五〇訓令一八三・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・昭五九訓令四〇・平五訓令六四・平一四訓令二八・平二七訓令四四・平二八訓令三二・一部改正)

(院長の決定対象事案)

第七条 院長の決定対象事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 院の業務運営に関する一般方針の確定に関すること。ただし、特に重要なものを除く。
- 二 副院長、事務長、部長監察医及び科長の出張、休暇及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 三 予定価格が四百万円以上八百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。
- 四 予定価格が百五十万円以上三百万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。
- 五 検査機器の借入れに関すること。
- 六 四十万円以上百万円未満の補助金、分担金及び負担金（法令によりその交付が義務付けられているもの及び局長が院長の決定によることが適当であると認めたものについては、百万円以上のものを含む。）の交付並びに寄附金の贈与に関すること。
- 七 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- 八 重要な告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(昭四五訓令甲一〇五・全改、昭四六訓令甲三七・昭四七訓令五三・昭四八訓令一〇〇・昭五二訓令一八・昭五九訓令四〇・昭六二訓令六二・平三訓令五九・平四訓令六四・平七訓令

七六・平二一訓令一三・一部改正)

(部長監察医の決定対象事案)

第八条 部長監察医（監察医室に二以上の部長監察医を置くときは、指定部長監察医）の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 監察医室に所属する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること。

- 二 諸証明に関すること。

(昭五二訓令一八・追加、昭五六訓令六九・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第九条繰上、平七訓令七六・一部改正)

(事務長の決定対象事案)

第九条 事務長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 事務長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。
- 二 予定価格が四百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。
- 三 予定価格が百五十万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関すること。
- 四 四十万円未満の補助金、分担金、負担金の交付並びに寄附金の贈与に関すること。
- 五 報告、答申、進達及び副申に関すること（重要な事項に関するものを除く。）。
- 六 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること（重要なものを除く。）。
- 七 諸証明に関すること。
- 八 文書の受理に関すること。

(昭四三訓令甲八四・全改、昭四五訓令甲一〇五・旧第八条繰下、昭四七訓令五三・昭四八訓令一〇〇・昭五〇訓令一八三・一部改正、昭五二訓令一八・旧第九条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十条繰上・一部改正、昭六二訓令六二・平三訓令五九・平四訓令六四・平七訓令七六・平二七訓令四四・一部改正)

(科長の決定対象事案)

第十条 科長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 科長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること(部門担当主任技術員の権限に属するものを除く。)

二 諸証明に関すること。

(昭四六訓令甲三七・追加、昭四七訓令五三・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十条繰下・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第十一条繰上、平七訓令七六・平二七訓令四四・一部改正)

(課長代理の決定対象事案)

第十条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 報告、答申、進達及び副申に関すること(簡易なものに限る。)

三 申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(簡易なものに限る。)

四 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

五 文書の受理に関すること(簡易なものに限る。)

(平二七訓令四四・追加)

(部門担当主任技術員の決定対象事案)

第十条の三 部門担当主任技術員の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 部門担当主任技術員が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関すること。

二 諸証明に関すること(簡易なものに限る。)

(平二七訓令四四・追加)

(決定事案の細目)

第十一条 局長は、第七条から前条までの規定により院長、部長監察医、事務長、科長、課長

代理又は部門担当主任技術員の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

(昭四三訓令甲八四・追加、昭四五訓令甲一〇五・旧第九条繰下・一部改正、昭四六訓令甲三七・旧第十条繰下・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十一条繰下・一部改正、昭五〇訓令一八三・昭五二訓令一八・昭五六訓令六九・一部改正、昭五九訓令四〇・旧第十二条繰上・一部改正、平一四訓令二八・平二七訓令四四・一部改正)

(文書の発信者名)

第十二条 発送文書は、他に定めのない限り院長名を用いる。

(昭四三訓令甲八四・追加、昭四五訓令甲一〇五・旧第十条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十一条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十二条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十三条繰上)

(事業計画)

第十三条 院長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、局長の承認を受けなければならない。

(昭四三訓令甲八四・旧第九条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十一条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十二条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十三条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十四条繰上、平一四訓令二八・一部改正)

(事業報告等)

第十四条 院長は、毎月五日までに、次に掲げる事項について局長に報告しなければならない。

一 前月分の職員の勤務状況

二 前月分の事務の処理状況の概要

2 前項の規定にかかわらず、院長は、重要又は異例に属する事項について、その都度局長に報告しなければならない。

(昭四三訓令甲八四・旧第十条繰下・一部改正、昭四五訓令甲一〇五・旧第十二条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十三条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十四条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十五条繰上、平一四訓令二八・一部改正)

(院の処務細則)

第十五条 院長は、あらかじめ局長の承認を得て、院の処務細則を定めることができる。

(昭四三訓令甲八四・旧第十一条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十三条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十四条繰下、昭四八訓令一〇〇・旧第十五条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十九条繰上、平一四訓令二八・一部改正)

(準用)

第十六条 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）を準用する。

(昭四三訓令甲八四・旧第十二条繰下、昭四五訓令甲一〇五・旧第十四条繰下、昭四六訓令甲三七・旧第十五条繰下、昭四七訓令五三・一部改正、昭四八訓令一〇〇・旧第十六条繰下、昭五九訓令四〇・旧第十七条繰上)

附 則

令和八年三月三十一日までの間は、第一条中「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査」とあるのは、「死体解剖保存法の定める死体の検案及び解剖による死因の調査、医師法の定める死体の検案」とする。

(平一九訓令八六・追加、平二一訓令一三・平二三訓令四・平二四訓令一〇・平二五訓令六・平二六訓令六・平二七訓令四四・平二八訓令三二・平二九訓令一三・平三〇訓令一〇・平三一訓令二七・令二訓令一四・令三訓令七・令四訓令一八・令五訓令一六・一部改正・令六訓令一五・令七訓令一一・一部改正)

附 則 略

●関係法令（抄）

○死因究明等推進基本法

令和元年六月十二日
法律第三十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関す

る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

2 この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを

取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学の責務)

第六条 大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

第二章 基本的施策

(死因究明等に係る人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(警察等における死因究明等の実施体制の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死体の検案及び解剖等の実施体制の充実)

第十四条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明のための死体の科学調査の活用)

第十五条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査（死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。）その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。）の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に関係する者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警

察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)

第十八条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第十九条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二 死因究明等に関し講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずる

ものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章 死因究明等推進本部

(設置及び所掌事務)

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)

第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部員)

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3 前項第二号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死

因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

○食品衛生法

昭和二十二年十二月二十四日
法律第二百三十三号

第六十三条 食中毒患者等を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

② 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

③ 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

④ 保健所長は、第二項の規定による調査を行つたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

⑤ 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(昭二八法二一三・平一一法一六〇・一部改正、平一五法五五・旧第二十七条繰下・一部改正、平三〇法四六・旧第五十八条繰下・一部改正)

第六十四条 都道府県知事等は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

② 前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

③ 前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定による強制の処分を妨げない。

④ 第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

(昭二五法二六・昭三二法一七五・平六法八四・一部改正、平一五法五五・旧第二十八条繰下・一部改正、平三〇法四六・旧第五十八条繰下・一部改正)

○検疫法

昭和二十六年六月六日
法律第二百一号

(診察及び検査)

第十三条 検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つて

いてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

(昭三一法六六・平一〇法一一五・一部改正)

○警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

平成二十四年六月二十二日
法律第三十四号

(解剖)

第六条 警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。
- 3 警察署長は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であって、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、第一項の規定による解剖の実施を委託することができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の規定により解剖を実施する場合について準用する。

○医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

昭和五十八年五月二十五日
法律第五十六号

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第七条本文の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

- 一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。）の長（以下「学校長」という。）が、死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合
- 二 死亡した者に遺族がない場合

○医師法

昭和二十三年七月三十日
法律第二百一号

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一条 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

○刑法

明治四十年四月二十四日
法律第四十五号

(変死者密葬)

第九十二条 検視を経ないで変死者を葬った者

は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
(平七法九一・全改)

○戸籍法

昭和二十二年十二月二十二日
法律第二百二十四号

第八十六条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

② 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付しなければならない。

- 一 死亡の年月日時分及び場所
- 二 その他法務省令で定める事項

③ やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。

(昭五一法六六・昭五九法四五・平一一法一六〇・一部改正)

○行旅病人及行旅死亡人取扱法

明治三十二年三月二十八日
法律第九十三号

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

③ 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭二八法二一三・一部改正)

○刑事訴訟法

昭和二十三年七月十日
法律第三百一十一号

第二百二十九条 検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第六十五条 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第六十八条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

② 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。

③ 裁判所は、身体を検査に関し、相当と認める条件を附することができる。

④ 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

⑤ 前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

⑥ 第三百十一条、第三百七条、第三百八条及び第四百十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体を検査についてこれを準用する。

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

② 第九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十五条 第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

② 前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

③ 裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

④ 第六十八条第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第二百二十九条 変死者又は変死の疑のある死体

があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

② 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

○犯罪捜査規範

昭和三十二年七月十一日
国家公安委員会規則第二号

(鑑定嘱託)

第百八十七条 捜査のため、死体の解剖、指掌紋又は筆跡の鑑別、電子情報処理組織及び電磁的記録の解析等専門的知識を要する鑑定を科学警察研究所その他の犯罪鑑識機関又は適当な学識経験者に嘱託するに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。

(昭三四公安規三・昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十四条繰下・一部改正、平一九公安規一五・一部改正)

(鑑定嘱託書)

第百八十八条 鑑定を嘱託するに当たつては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を具して、行わなければならない。

- (1) 事件名
- (2) 鑑定資料の名称及び個数
- (3) 鑑定事項
- (4) 当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項
 - イ 犯罪の年月日時
 - ロ 犯罪の場所
 - ハ 被害者の住居、氏名、年齢及び性別
 - ニ 被疑者の住居、氏名、年齢及び性別
 - ホ 鑑定資料の採取年月日及び採取時の状態
 - ヘ 事件内容の概要その他参考事項

2 鑑定嘱託書に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たつては、鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめないため当該鑑定に必要な範囲にとどめることに注意するとともに、その他鑑定嘱託書中に鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめるような事項を記載してはならない。当該事件について口頭で必要な説明を加える場合もまた同様とする。
(昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十五条繰下・一部改正)

(鑑定書)

第百九十二条 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過及び結果を関係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過及び結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報告を求めることができるものとし、この場合には、その供述調書を作成しておかなければならない。

- 2 鑑定人が数人あるときは、共同の鑑定書の提出を求めることができる。
- 3 鑑定書の記載に不明又は不備の点があるときは、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添付しなければならない。
(昭三七公安規六・一部改正、平六公安規二二・旧第百八十九条繰下・一部改正)

○民事訴訟法

平成八年六月二十六日
法律第九号

(鑑定義務)

第二百十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。
2 第百九十六条又は第二百一条第四項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者同一の地位にある者及び同条第二項に規定する者は、鑑定人となることができない。

○弁護士法

昭和二十四年六月十日
法律第二百五号

(報告の請求)

第二十三条の二 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(昭二六法二二一・追加)

監察医の要件について

「監察医」とは、監察医制度の置かれている区域（東京 23 区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市）において、発生するすべての異状死（原因不明の急性死や事故死など）について、死体解剖保存法第 8 条の規定に基づく死体の検案・解剖を行い、死因を明らかにする医師をいう。

監察医としての要件は、特に規定はないが、一般的に、異状死の死因究明を担うことから、医師の免許を有し、当該死体の取扱いに経験の深い大学医学部の法医学教室又は病理学教室において、研修を行った者であることが望ましい。

歴代院長

初 代 院 長	水野 礼司	(昭和23年 3 月21日～昭和30年 6 月30日)
第 2 代 院 長	須賀井正謙	(昭和30年10月 1 日～昭和36年11月30日)
第 3 代 院 長	吉村 三郎	(昭和36年12月 1 日～昭和47年 7 月24日)
第 4 代 院 長	越永重四郎	(昭和47年 7 月25日～昭和59年11月30日)
第 5 代 院 長	上野 正彦	(昭和59年12月 1 日～平成元年 8 月31日)
院長事務取扱	石館 敬三	(平成元年 9 月 1 日～平成 2 年 3 月31日)
第 6 代 院 長	岡嶋 道夫	(平成 2 年 4 月 1 日～平成 5 年 3 月31日)
第 7 代 院 長	庄司 宗介	(平成 5 年 4 月 1 日～平成10年 4 月 1 日)
第 8 代 院 長	勾坂 馨	(平成10年 4 月 2 日～平成13年 3 月31日)
第 9 代 院 長	三澤 章吾	(平成13年 4 月 2 日～平成16年 3 月31日)
第10代 院 長	福永 龍繁	(平成16年 4 月 1 日～平成31年 3 月31日)
第11代 院 長	田中 敦子	(平成31年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月31日)
第12代 院 長	鈴木 秀人	(令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月31日)
第13代 院 長	林 紀乃	(令和 4 年 4 月 1 日～)

東京都監察医務院案内図

東京都文京区大塚四丁目21番18号

〒112-0012 電話 03 (3944) 1481

FAX 03 (3944) 7585

URL <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/kansatsu>

